

6月のプールの開館時間についてお知らせします。

6月1日(日)から 6月30日(月)までの開館時間

1. 火曜日から金曜日 午後1時から午後8時まで
2. 土・日曜日 午前10時から午後8時まで
(昼12時から午後1時までは
休み時間)

※小中学生は、午後5時以降は保護者同伴でなければ、
利用できません。

問合せ先

総合体育館
☎574・2480

水泳教室参加者募集

町民の方を対象に水泳教室を開催します。
皆さま、気軽にご参加ください。

対象者	内容	開催日	時間
一般 (中学生以上)	アクアビクス (水中ウォーク+アクア ダンス) 誰にでもできる簡単な エクササイズを音楽に 合わせて行います。	6/17(火)、6/24(火)、 7/1(火)、7/8(火)、7/15(火)	午後7時～ 午後7時50分
小学生	水泳の基礎～ クロール完成まで (25m完泳目標)	6/17(火)、6/24(火)、 7/1(火)、7/8(火)、7/15(火)	午後6時～ 午後6時50分
幼児 ※年度内に5歳になるお子 さんから満6歳のお子さ んが対象です。	水慣れを中心に楽しく 練習します。	6/17(火)、6/25(水)、 7/2(水)、7/9(水)、7/16(水)	午後4時～ 午後4時50分

【参加料】 100円(保険料等)

【申込方法】 アクアビクスは6月9日(月)まで教育課体育振興係へお
申し込みください。

※幼児・小学生については、保育所・学校を通じて案内済です。

問合せ先

総合体育館
☎574・2480

空き家・空き地 活用事業補助金

事業内容▽町内の空き家・空き地の活用
用による移住・定住促進を図るため、空
き地の購入、空き家の賃貸料の一部に対
して補助金を交付します。

対象物件▽「豊頃町空き家等情報バンク」
に登録された住宅の建築が可能な空き
地、および居住可能な空き家。

補助対象者▽

- ①町内在住者または移住者で、対象物件
の空き家または空き地を購入し、購入
後3年以内に居住し、10年以上居住す
る意思がある方。
- ②移住者で、空き家を賃借し、3年以上
居住する意思がある方。

補助金額▽

- ①空き地の購入費用(租税公課、契約費

問合せ先

役場企画課町づくり推進係
☎574・2216

6月の休館

2日(月)・9日(月)・16日(月)・
23日(月)・30日(月)



駐在だよりはるにれ

みんなであつくりよう 安心なまち

二輪車の交通事故防止

- 交通ルール・マナーの遵守
- スピードの出し過ぎは、事故に繋がる
おそれがあり、またちよつとした路面
の変化によりバランスを崩し、転倒し
てしまう恐れがありますので、制限速
度をしっかりと守りましょう。
- バイクの特性の理解
- バイクは車体が小さく、車のドライ
バーからは、見落とされたり、距離感
や速度感覚が分かりにくいいため、運転
をする際には、双方の車両の特性を理
解した上で、お互いに慎重な運転を心
掛けましょう。
- ゆとりを持ったツーリング
- 無理な運転は、交通違反や交通事故を
惹起し、命を落とす場合もあります。
仲間とツーリングする際にはゆとりを
持った計画を立てることや、仲間から
離れてしまった場合の集合場所をあら
かじめ決めておくことが大切です。

不法就労・不法滞在の防止のための協力を

- 皆さんの周りにいませんか?
- 不法に入国したり、在留期間が切れても
出国しないで不法滞在している外国人
・不法滞在しながら不法に就労している
外国人
ささいな事でも「おかしいな?」と思っ
たら警察に通報してください。

北海道警察官募集中!

まもなく第2回採用試験募集開始
北海道は私たちが守る

- 採用予定人数 250名程度
- 男性A区分 40名程度 女性A区分 20名程度
- 男性B区分 140名程度 女性B区分 50名程度
- 受付期間
7月1日(火)から8月15日(金)まで
- 第1次試験
9月21日(日)
- 詳しくは、北海道警察ホームページや北海道警察本部採用センターのSNSをご覧ください。

薬物には手を出さな

覚醒剤、大麻、麻薬などの薬物を乱用
すると、身体や精神がボロボロになり、
人間らしい生活を営むことができなくな
り、人生を台無しにします。
薬物使用の幻覚や妄想による殺人事件
や、重大な交通事故を引き起こしたり
するなど、乱用者本人のみならず、社会
全体に対しても取り返しのつかない被害
を及ぼしかねません。

問合せ先

池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

豊頃町空き家等情報 バンク制度

にご登録ください!

町内にある空き家・空き地を
「貸したい」「売りたい」とお考
えの方は、ぜひ本制度の活用をご
検討ください。
また、空き家・空き地等に関す
る相談を随時受け付けていますの
で、気軽にご相談ください。

- ※本制度は、空き家・空き地等
に関する情報をインターネット上
に公開し、広く情報提供を行う
制度で、町が売買・賃貸の仲介
を行うものではありません。
- ※売買・賃貸交渉および契約等は
当事者間で行っていただきます。

問役場企画課町づくり推進係
☎(574)2216